

広域化等の促進に関する地方自治法の特例措置について



○水道事業者の事業統合に際しては、その都度、地方自治法に基づき、**関係地方公共団体全ての議会の議決をもって、組合規約の変更(共同処理する事務の団体の変更)を行う必要があります、円滑かつ迅速な広域化の推進を妨げる恐れがある**

〈現状〉

- 事業統合する際は、地方自治法(第286・287・290条)に基づき、**関係するすべての地方公共団体の議会の議決を経なければならない**

(組織、事務及び規約の変更)第286条 第1項 より 抜粋

一部事務組合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の**協議**によりこれを定めなければならない。

(議会の議決を要する協議)第290条 第1項 より 抜粋

第二百八十四条第二項、**第二百八十六条**(第二百八十六条の二第二項の規定によりその例によることとされる場合(同項の規定による規約の変更が第二百八十七条第一項第二号に掲げる事項のみに係るものである場合を除く。))を含む。)及び前二条の**協議**については、**関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない**。

問題!

- ✓ 事務手続きが煩雑になる
- ✓ 調整に時間がかかり広域化の推進を妨げる恐れ

事業統合の内容によっては、事業会計や料金体系を据え置く場合など、すべての構成団体に統合の影響がない事例もある……

- **議決を不要とする**地方自治法第286条第1項 **ただし書き**の中で**一部事務組合の構成団体の変更・共同処理する事務の変更は認められていない**

(組織、事務及び規約の変更)第286条 第1項 より 抜粋

ただし、第二百八十七条第一項第一号、第四号又は第七号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、**この限りでない**。

(規約等)第287条 第1項 より 抜粋

一部事務組合の規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

- 一部事務組合の名称
- 一部事務組合の**構成団体**
- 一部事務組合の**共同処理する事務**
- 一部事務組合の事務所の位置
- 一部事務組合の**議会の組織及び議員の選挙の方法**
- 一部事務組合の**執行機関の組織及び選任の方法**
- 一部事務組合の経費の支弁の方法

これらの変更については、**全ての関係地方公共団体の議会の議決が必要**

円滑かつ迅速な広域化の推進のため、

「広域化等の促進に関する地方自治法の特例措置」が必要!



・組合規約の変更(共同処理する事務の団体の変更)をする場合、**変更する団体の議会の議決をもって、組合規約の変更が承認されるよう、「広域化等の促進に関する地方自治法の特例措置」を設けること**

〔要望事項〕